

告示

埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和六年七月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	川口市立青木会館
所在地	埼玉県川口市青木三丁目 三番一号
管理者	川口市長
収容人員	五百人